あかしSDGs後期戦略計画
（明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期））
個 別 計 画 の 概 要

明 石 市

本書は、2026年（令和8年）４月現在、明石市が策定している、もしくは策定を進めている個別計画の概要をまとめたものです。

目　次

施策展開の柱1　豊かな自然と共生し、暮らしの質を高める

・　環境基本計画・・・

施策展開の柱4　安全・安心を支える生活基盤を強化する

・ あかし安全のまちづくり計画（強靭化地域計画）……17
・ 地域防災計画……18
・ 総合浸水対策計画……18
・ 国民保護計画……19
・ 新型インフルエンザ等対策行動計画……20
・ 感染症予防計画……20
・ 地方独立行政法人明石市立市民病院中期目標……21
・ 都市計画マスタープラン……21
・ 立地適正化計画……22
・ みちビジョン……22
・ 総合交通計画……23
・ 交通安全計画「交通事故ゼロのやさしいまちあかし」を目指して……23
・ 自転車活用推進計画……24
・ 水道事業経営戦略……24
・ 公共下水道事業経営戦略……25
・ 空家等対策計画……25
・ 耐震改修促進計画……26
・ 明石市営住宅整備・管理方針……26
・ 公営住宅等長寿命化計画……27

施策展開の柱5　まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す

・ 農業基本計画……28
・ 水産業振興計画……29
・ あかし本のまちビジョン……29
・ 文化芸術創生基本計画……30
・ 文化財保存活用地域計画……30
・ 景観計画……31
・ 都市景観形成基本計画……31

効率的・効果的な行政運営

・ 人材育成基本方針・……32
・ 職員活躍推進計画……33
・ 行政ＤＸ（デジタル改革）推進方針……34
・ みんなの財政白書あかし……34
・ 公共施設配置適正化計画……35

第3次環境基本計画

1 基本情報

所 管 課：	環境産業局　環境創造課
法的根拠：	明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例
策定年月：	2022 年（令和4年）4月
計画期間：	2022 年度（令和4年度）～2030 年度（令和12年度）（9年間）

2 内　容

概　　要：	本市における環境全般に関わる取組の基本となる考え方、めざす環境像、取組内容を示すとともに、市民、事業者、行政それぞれの役割を明らかにし、本市の望ましい環境像の実現をめざすためのマスタープラン
基本理念：	目指す環境像：みんなでつくる　人にも自然にも地球にもやさしいまち・あかし (1)　命や暮らしが自然や地球の恩恵に支えられていることをいつも意識します (2)　みんなで考え、ともに行動を変えていきます (3)　「明石らしさ」を、将来世代へ引き継ぎます (4)　環境に良い取組を通じ、社会・経済の発展につなげます
基本方針：	(1)　脱炭素社会の実現 (2)　循環型社会の実現 (3)　自然共生社会の実現 (4)　安全・安心社会の実現

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1 基本情報

所 管 課：	環境産業局　環境創造課
法的根拠：	地球温暖化対策の推進に関する法律
策定年月：	2023 年（令和 5 年）7 月
計画期間：	2023 年度（令和 5 年）～2030 年度（令和 12 年度）（8 年間）

2 内　容

概　　要：	市域の温室効果ガス排出量の削減を図るための施策及び削減目標等について定めたもの
基本理念：	2050 年明石市脱炭素将来ビジョン ～脱炭素でつなぐ　安心とにぎわいあふれる持続可能なまち・あかしをみんなで～
施策(緩和策)：	戦略 1　エネルギーの効率的な利用の推進 戦略 2　再生可能エネルギーの最大限導入 戦略 3　脱炭素型の交通・まちづくりの推進 戦略 4　資源循環のまちづくりの推進 戦略 5　吸収源の保全・創出 戦略 6　脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換促進

一般廃棄物処理基本計画

1 基本情報

所 管 課:	環境産業局　環境室　資源循環課
法的根拠:	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
策定年月:	2022 年(令和 4 年)4 月
計画期間:	2022 年度(令和 4 年度)～2031 年度(令和 13 年度)(10 年間)

2 内　容

概　　要:	「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし」をめざすため、基本方針及び目標値を設定し、基本理念実現に向けた基本施策を体系的にまとめたもの
基本理念:	ごみ処理編:環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし 生活排水処理編:公共用水域の水質保全による安全で快適なうるおいのあるまち・あかし
施　　策:	ごみ処理編 (1)　ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用 (2)　パートナーシップによる取組の強化 (3)　ごみの安全・安心な適正処理 生活排水処理編 (1)　し尿及び浄化槽汚泥等の適正な収集運搬の推進 (2)　浄化槽の適正管理の推進 (3)　し尿及び浄化槽汚泥等の適正処理の推進

新ごみ処理施設整備基本計画

1 基本情報

所 管 課:	環境産業局　環境室　新ごみ処理施設建設課
法的根拠:	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
策定年月:	2023年(令和5年)3月
計画期間:	2023年度(令和5年度)～2030年度(令和12年度)

2 内　容

概　　要:	供用開始してから20年以上が経過した「明石クリーンセンター」に代わる新たなごみ処理施設の整備に向け、基本的な方針を定めたもの。
基本理念:	理念1:環境保全に配慮し地球温暖化対策に貢献する施設 理念2:安全・安心・安定的な処理が確保できる施設 理念3:災害廃棄物処理への対応ができる施設 理念4:経済性・効率性に優れた施設
施　　策:	主な方針 (1) 処理方式、施設規模 (2) 施設整備の範囲 (3) 既存施設解体工事手法 (4) 概算事業費 (5) 環境保全目標・環境保全方式の方針 (6) 施設整備運営事業方式 (7) 多機能型施設の方針 (8) スケジュール

生物多様性あかし戦略2026

1 基本情報

所 管 課:	環境産業局 環境創造課
法的根拠:	生物多様性基本法
策定年月:	2026年(令和8年)3月
計画期間:	実行期間 2050 年まで

2 内 容

概 要: 市域及び接続する海域の一部を対象区域として生物多様性の保全・回復に関する必要な事項を定める基本的な計画であり、2050年までに達成したい3つのゴールと13のミッションを定めたもの

基本理念: 2050 年ビジョン「自然と人が共生するまち”あかし”を未来へつなぐ」

施 策:

・ゴール 1 健全な生態系を保全する
- ミッション 1「まとまりのある自然」を適切に保全
- ミッション 2 健全な生態系をより積極的に保全する仕組みづくり
- ミッション 3 地域の生態系を保全
- ミッション 4 種の多様性を保全
- ミッション 5 種の現況を把握
- ミッション 6 対話と共創により生物多様性を保全

・ゴール 2 劣化している生態系を健全にする
- ミッション 7 在来種に影響を及ぼす外来生物を除去
- ミッション 8 市街地で新たな生態系を創出
- ミッション 9 グリーンインフラを推進
- ミッション 10 沿岸海域で新たな生態系を創出し、豊かな海づくりを推進

・ゴール 3 生物多様性を普及啓発する
- ミッション 11 生物多様性への関心を高める取り組み
- ミッション 12 自然に触れ、感じることを通じて生物多様性を学び、理解を深める取り組み
- ミッション 13 生物多様性の普及啓発を行なう人材を育成

みどりの基本計画

1 基本情報

所 管 課:	都市局　公園･海岸課
法的根拠:	都市緑地法
策定年月:	2025 年(令和 7 年)6 月
計画期間:	2025 年度(令和 7 年度)～2034 年度(令和 16 年度)(10 年間)

2 内　容

概　　要:	都市緑地法第 4 条に規定されたもので、みどりの保全や緑化の推進について、本市の将来像や、その実現に向けた施策などを定めたもの
基本理念:	市民みんなでつないでいこう　あかしのみどり
施　　策:	(1)みどりの保全 ・公園の管理　・海岸･道路の管理　・ため池などの管理　・樹木の管理 ・公園施設の老朽化対策　・防災施設の管理･訓練の充実 ・指定管理者制度の活用　・公園の魅力向上に向けた取組の推進 (2)みどりの創出 ・公園の整備　・公園のリニューアル　・道路の整備　・公共施設等の緑化 ・支援制度の活用　・駅前花壇などの整備　・条例等による緑化推進 ・支援制度･表彰制度の創設 (3)みどりの活用 ・賑わいの創出　・健康の増進　・情報発信の充実　・地域資源の活用 ・こどもの外遊びの推進 (4)生物多様性の保全･回復 ・生息･生育環境の保全(里山･ため池･農地)　・生態系ネットワークの保全 ・希少種の保全　・外来生物への対策 ・保全･回復に向けた普及啓発の促進　・自然共生サイトの認定 (5)都市環境の保全 ・集中豪雨への対策　・暑熱への対策　・水循環の保全　・脱炭素の推進 ・資源循環の推進　・植樹の推進 (6)まちへの愛着の醸成 ・環境体験学習の実施　・市民との共創の推進 (7)みどりの担い手の育成 ・学習機会の充実　・みどりへの関心を高めるイベントの実施 ・みどり関係団体との連携･交流の促進

生涯学習ビジョン

1 基本情報

所 管 課:	市民生活局　コミュニティ・生涯学習課
法的根拠:	なし(関連する法令:教育基本法)
策定年月:	2022年(令和4年)4月
計画期間:	設定なし(概ね10年程度を想定)

2 内　容

概　　要:	本市における生涯学習振興の基本理念を明らかにし、生涯学習施策を総合的に進めるための指針となる構想
基本理念:	(1)　全ての市民が自己実現を図り豊かな人生を送れる社会 (2)　性別、年齢、障害の有無など多様性を認め合う共生社会 (3)　市民の公共意識(シチズンシップ)が高い社会
施　　策:	(1)　様々な形態の学習機会を創出し学びの幅を広げる (2)　ライフステージを意識した学習の提供 (3)　「学び」と「活動」の場をつなげる (4)　誰もが等しく学べるための条件整備(学びを妨げる要因を取り除く) (5)　生涯学習関係施設の機能充実

第5次地域福祉計画

1 基本情報

所 管 課:	福祉局　福祉政策室　福祉総務課
法的根拠:	社会福祉法
策定年月:	2026 年(令和 8 年)3 月
計画期間:	2026 年度(令和 8 年度)～2030 年度(令和 12 年度)(5 年間)

2 内　容

概　　要:	社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉推進における市町村計画として策定するもので、本市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取組を示したもの(成年後見制度利用促進基本計画、地方再犯防止推進計画、重層的支援体制整備事業実施計画を包含します)
基本理念:	いつまでも　すべてのひとに　やさしい共生社会を　みんなで
施　　策:	(1) 笑顔があふれ安心できる地域づくりの推進 (2) みんなで支えみんながつながる地域づくりの推進 (3) 地域共生社会を支える包括的な体制の強化

高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画

1 基本情報

所 管 課:	福祉局　高齢者総合支援室
法的根拠:	老人福祉法、介護保険法
策定年月:	2024 年(令和 6 年)3月
計画期間:	2024 年度(令和 6 年度)～2026 年度(令和 8 年度)(3年間)

2 内　容

概　　要:	高齢者福祉の方向性と事業のあり方並びに介護保険事業におけるサービス量の見込み及び確保について定めたもの
基本理念:	いくつになっても自分らしく 地域で支え合い、安心して暮らせるまち　あかし
施　　策:	(1)　地域ネットワークの充実 (2)　適切な介護保険サービスの確保 (3)　認知症の人や家族等への支援の充実 (4)　権利擁護の取組の推進 (5)　支え合い、いきいき暮らせる地域づくり

あかし障害福祉推進計画(第6次障害者計画・障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期))

1 基本情報

所 管 課:	福祉局　障害福祉課
法的根拠:	障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法
策定年月:	2024 年(令和6年)3月
計画期間:	2024 年度(令和6年度)～2029 年度(令和 11 年度)(6年間)

2 内　容

概　　要:	・国の定める障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本に、市における障害施策全般にかかる理念や基本方針、施策目標等を定めたもの ・各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、及び必要な見込量の確保のための方策について定めたもの
基本理念:	みんなでつくる　すべての人が自分らしく活躍し、　安心して住み続けられるまち
施　　策:	(1)　安全・安心に暮らせる生活環境の整備 (2)　質の高い福祉サービスの提供体制の構築 (3)　地域で安心して暮らすことができる保健・医療提供体制の整備 (4)　ライフステージに応じた療育・保育・教育の充実 (5)　自立に向けた就労・雇用環境の整備 (6)　社会参加を促進するための支援の充実 (7)　共生社会の実現に向けた差別解消・権利擁護の推進

ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画

1 基本情報

所 管 課:	市民生活局　市民協働推進室　インクルーシブ推進課
法的根拠:	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
策定年月:	2020 年(令和 2 年)3 月
計画期間:	2019 年度(令和元年度)～2032 年度(令和 14 年度)(14 年間)

2 内　容

概　　要:	インクルーシブ社会の実現に向け、障害の有無や年齢、性別、国籍等にかかわらず、誰もが安全で快適に移動することができる、ユニバーサルデザインのまちづくりの取組を推進する計画
基本理念:	「すべての人にやさしいまちをみんなでつくっていく」という考えのもと、障害の有無や年齢、性別、国籍等にかかわらず、すべての人が安心して暮らすことができ、その持てる能力を最大限に発揮して、自己の存在を誇らしく感じることができるインクルーシブ社会の実現
施　　策:	(1)当事者・市民の意見を反映したユニバーサルデザインのまちづくり (2)安全・安心なまちを支えるユニバーサルデザインの都市基盤整備 (3)障害の社会モデルの普及・浸透と心のバリアフリーの推進 (4)情報のバリアフリー化 (5)ユニバーサルツーリズムの推進 (6)災害時・緊急時に対応したユニバーサルデザインのまちづくり (7)地域との連携

人権施策推進方針

1 基本情報

所 管 課:	市民生活局　人権推進課
法的根拠:	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
策定年月:	2022 年(令和4年)12 月
計画期間:	2022 年度(令和4年度)～2030年度(令和12年度)(9 年間)

2 内　容

概　　要:	すべての市民の基本的人権が尊重されるまちづくりを推進し、家庭や地域の中に人権文化を築いていくため、今後進める人権教育・啓発の指針として定めたもの
基本理念:	誰一人取り残さない、人権感覚あふれる共生社会の実現をめざして
施　　策:	あらゆる場における人権教育・啓発の推進 ①学校・幼稚園・保育所等における人権教育・啓発 ②家庭・地域・職場等における人権教育・啓発 ③厚生館における人権教育・啓発 人権課題への取組 ①女性　②子ども　③高齢者 ④LGBTQ＋(性的マイノリティ)　⑤障害のある人　⑥同和問題 ⑦外国人　⑧多様な人権課題

あかしジェンダー平等推進計画(旧:あかし男女共同参画プラン)

1 基本情報

所 管 課:	市民生活局　市民協働推進室　インクルーシブ推進課
法的根拠:	男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、あかしジェンダー平等の推進に関する条例
策定年月:	2023 年(令和 5 年)9 月
計画期間:	2023 年度(令和 5 年度)～2030 年度(令和 12 年度)(8 年間)

2 内　容

概　　要:	女性、男性など、性別等にかかわらず、誰もがその個性と能力を発揮し、いきいきと暮らすことができる社会を目指した計画
基本理念:	性別等による不平等がなく、一人ひとりが自分の意思で生き方を選ぶことができ、もってすべての人がその個性と能力を十分に発揮することができるジェンダー平等社会の実現をめざす
施　　策:	(1)　人権尊重とジェンダー平等の実現に向けた取組推進 (2)　性別等に起因するあらゆる暴力や権利侵害の根絶 (3)　家庭生活、社会生活におけるジェンダー平等の推進 (4)　意思決定過程におけるジェンダー平等の推進 (5)　施策の推進体制の充実

あかし健康プラン 21(第 3 次)

1 基本情報

所 管 課:	福祉局　健康推進課
法的根拠:	健康増進法、食育基本法
策定年月:	2022年(令和4年)3月(※令和12年度　中間評価)
計画期間:	2022 年度(令和4年度)～2035年度(令和17年度)(14年間)

2 内　容

概　　要:	市民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、第 3 次より食育基本方針を包含し、次世代期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを分野別かつライフステージごとの方針や取組を定めたもの
基本理念:	みんなの力であかしの健康をつくりだそう ～未来を変える　健康づくりの My　ルーティン～
施　　策:	(1)　生活習慣病の発症予防・重症化予防とフレイル対策 ①健康診査・健康管理　②身体活動・運動　③歯の健康 ④たばこ　⑤アルコール　⑥こころの健康　⑦栄養・食育推進 (2)　次世代における食育の推進 ①食を通じた健康づくり　②食環境づくり　③明石の食文化の継承

国民健康保険第3期データヘルス計画

1 基本情報

所 管 課:	市民生活局　国民健康保険課
法的根拠:	なし(国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針)
策定年月:	2024年(令和6年)3月
計画期間:	2024年度(令和6年度)～2029年度(令和11年度)(6年間)

2 内　容

概　　要:	被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、健康・医療情報等のデータを活用し、被保険者の健康課題に応じた保健事業の取組を定めたもの
基本理念:	被保険者の健康の保持増進　・　医療費の適正化
施　　策:	(1)　生活習慣病のリスク把握者を増やす (2)　メタボ該当者・予備群の割合を減らす (3)　受診勧奨判定値を超える人を減らす (4)　不適切受診者・服薬者を減らす (5)　ジェネリック医薬品使用割合の維持向上に努める (6)　健康に無関心な人を減らす (7)　健康寿命を延ばす

自殺対策計画

1 基本情報

所 管 課:	福祉局　相談支援課
法的根拠:	自殺対策基本法
策定年月:	2019年(平成 31 年)3月
計画期間:	2019 年度(平成 31 年)～2028 年度(令和 10 年)(10 年間)

2 内　容

概　　要:	市をあげて自殺対策に取り組み、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される「誰も自殺に追い込まれることのないやさしいまち」の実現に向け、基本方針や基本的施策を記載した計画
基本理念:	誰も自殺に追い込まれることのないやさしいまち ～自殺ゼロを目指して～
施　　策:	(1)　相談体制の充実・強化 (2)　ハイリスク者への支援の強化 (3)　地域における支援体制の強化 (4)　ライフステージに応じた取組 (5)　自死遺族等への支援 (6)　自殺防止のための環境整備

第2期スポーツ振興計画「スポーツ推進プラン」

1 基本情報

所 管 課:	市民生活局　スポーツ振興担当
法的根拠:	スポーツ基本法
策定年月:	2022 年(令和 4 年)6 月
計画期間:	2022 年度(令和 4 年度)～2030 年度(令和 12 年度)(9 年間)

2 内　容

概　　要:	本市におけるスポーツ推進のための施策に関する総合的かつ基本的な計画
基本理念:	『スポーツのチカラ』～心もカラダも元気に！だれもが、どこでも、いつまでも～
施　　策:	(1)　生涯スポーツの推進 (2)　次世代を担うこどものスポーツ・運動の推進 (3)　スポーツを通じた共生社会の実現 (4)　地域のスポーツ活動の推進 (5)　スポーツを楽しむ環境の充実

第3期子ども・子育て支援事業計画

1 基本情報

所 管 課:	こども局　子育て支援室　こども・若者政策課
法的根拠:	子ども・子育て支援法
策定年月:	2025 年（令和 7 年）3月
計画期間:	2025 年度（令和 7 年度）～2029 年度（令和11年度）（5年間）

2 内　容

概　　要:	「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、一人ひとりのこどもが安全かつ安心して健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的とした計画
基本理念:	すべてのこどもたちを　まちのみんなで　こども目線で　本気で応援
施　　策:	(1)　こども一人ひとりの意見を尊重 (2)　こどもや子育て家庭をみんなで支援 (3)　安心して育てることのできる環境づくり (4)　こども一人ひとりの成長を支援

教育大綱

1 基本情報

所 管 課:	政策局　企画・調整室
法的根拠:	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
策定年月:	2022 年（令和4年）3 月
計画期間:	2022 年度（令和4年度）～2030 年度（令和 12 年度）（9 年間）

2 内　容

概　　要:	教育の基本目標や施策の根本的な方針など、本市の教育の大きな方向性を示したもの
基本理念:	やさしさ・創造力・自分らしさを未来へ ～「SDGs未来安心都市・明石」の担い手づくり～
施　　策:	(1)　誰一人取り残さない一人ひとりに寄り添った質の高い教育を行う (2)　子どもの学びと育ちをまちのみんなで支える (3)　持続可能な社会の担い手を育成する

第3期あかし教育プラン

1 基本情報

所 管 課:	教育委員会事務局　教育企画室　総務担当
法的根拠:	教育基本法
策定年月:	2022年(令和4年)2月
計画期間:	2022年度(令和4年度)～2030年度(令和12年度)(9年間)

2 内　容

概　　要:	本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
基本理念:	やさしさ・創造力・自分らしさを未来へ ～「SDGs未来安心都市・明石」の担い手づくり～
施　　策:	(1) 学校教育・就学前教育を着実に推進する (2) 新しい時代に対応した明石らしい教育を推進する (3) 子どもの自主的で深い学びを支援する (4) 生涯にわたり健康に活躍できる体づくりを支援する (5) 自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支援する (6) 教育体制の充実 (7) 子どもに向き合う時間を充実、深化させる (8) 安全・安心な学習環境を整える (9) 学びの機会を保障する

第２期明石市立学校施設長寿命化計画

1 基本情報

所 管 課:	教育委員会事務局　教育企画室　学校管理担当
法的根拠:	なし
策定年月:	2026年(令和8年)3月　　予定
計画期間:	2025年度(令和7年度)～2034年度(令和16年度)(10年間)

2 内　容

概　　要:	計画の概要 子供たちが安全に、安心して利用できる教育環境を確保するため、学校施設を長寿命化することで、財政負担の平準化や軽減を図り、効果的・効率的に学校施設の整備をしていくことを目的とするもの。
基本理念:	計画に定める基本理念 (1) 多様な学習内容・学習形態による活動が可能になる施設 (2) 安全・安心で快適に利用できる施設 (3) 地域に開かれた施設
施　　策:	主な施策 (1) 日常的な点検、定期的な点検等の実施 (2) 学校施設の老朽化状況に応じた改修 (3) 余裕教室を活用した多様な施設との複合化

（仮称）いじめ防止基本方針

1 基本情報

所 管 課:	教育委員会事務局　児童生徒支援課（策定段階）
法的根拠:	いじめ防止対策推進法
策定年月:	2026年（令和8年）6月（予定）
計画期間:	2026年（令和8年）7月～

2 内　容

概　　要:	子どものいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針
基本理念:	① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。 ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。 ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
施　　策:	・いじめの防止のための取組 ・いじめの早期発見のための取組 ・いじめへの対処のための取組 ・重大事態への対処及び調査についての体制づくり ・いじめ問題対策連絡協議会の設置及び関係機関との連携

社会的養育推進計画（後期）

1 基本情報

所 管 課：	こども局　明石こどもセンター　さとおや担当
法的根拠：	児童福祉法
策定年月：	2025 年（令和7年）3月
計画期間：	2025年度（令和7年度）～2029年度（令和11年度）（5年間）

2 内　容

概　　要：	本市における社会的養育の総合的な計画として行政、関係機関、さらには市民がこれを共有し、実施体制の整備及び養育の質の向上を着実に図るための方向性を示したもの
基本理念：	(1)すべての社会的養育を必要とするこどもに対し、一人ひとりにとって望ましい安心・安全の場を安定的かつ継続的に保障することを目指す。 (2)一人ひとりのこどもの思いに適った健やかな育ちと自立を実現できるよう、成長発達に応じた切れ目ない支援を着実に実施する。 (3)「いつまでも　すべての人に　やさしいまちを　みんなで」の方向性を踏まえ、本市と地域の関係機関・市民との適切な連携により取り組む。 (4)定期的にこどもの意見を聴く機会を設け、聴いた意見についてフィードバックをするとともに、こどもの支援に反映する。
施　　策：	(1)当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー） (2)明石市における総合的なこども支援 (3)支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組 (4)各年度における代替養育を必要とするこども数等の見込み (5)一時保護中のこどもの生活・支援の充実に向けた取組 (6)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組 (7)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組 (8)社会的養育推進のための施設との連携 (9)社会的養護自立支援の推進に向けた取組 (10)明石こどもセンターの運営（児童相談所の強化等に向けた取組）

こども・若者計画

1 基本情報

所 管 課:	こども局　子育て支援室　こども・若者政策課
法的根拠:	こども基本法
策定年月:	2026年（令和8年）3月
計画期間:	2026年度（令和8年度）～2029 年度（令和11年度）（4 年間）

2 内　容

概　　要:	こども基本法第 10 条の規定に基づく市町村こども計画として策定するもので、こども・若者の声を起点とした本市のこども・若者施策の全庁的な指針として、個別計画や条例と連動させながら推進していくもの
基本理念:	みんなが安全・安心で、自分たちの声が尊重され、実現できるまち　あかし
施　　策:	(1) あらゆる危険から命が守られ、自然と共に快適に暮らせる環境づくり ①安全・安心なまちづくり ②快適で自然にやさしい生活環境づくり ③情報伝達や移動がしやすい環境づくり ④健康と生活を支える基盤づくり (2) 人と人がつながれて、笑顔で、時に逃げられる居場所づくり ①安心して過ごせる居場所づくり ②体験や交流の機会づくり ③学びと支え合いの環境づくり ④地域とつながる仕組みづくり (3) 少ない意見でも平等に伝えられる場所や、受け止められる権利を確保する仕組みづくり ①声を聴き、反映する仕組みづくり ②相談場所と伴走支援の充実 ③多様性と人種を大切にする取組 ④挑戦と自己実現を支える取組

あかし安全のまちづくり計画（強靭化地域計画）

1 基本情報

所 管 課：	総務局　総合安全対策室
法的根拠：	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法
策定年月：	2020 年（令和 2 年）6月（2026年（令和8年）3月改訂）
計画期間：	2020年度（令和2年度）～2026年度（令和8年度）（7年間）

2 内　容

概　　要：	ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進し、市民の安全・安心を確保するとともに、人命を守ることを最優先に、また地域社会が致命的な被害を受けることなく迅速に回復できるよう「強靭な地域」を確立することを目指す
基本理念：	(1) 人命の保護が最大限図られること (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること (4) 迅速な復旧復興に資すること
施　　策：	(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する (5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通網等を確保するとともに、早期復旧を図る (7) 制御不能な二次災害を発生させない (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

地域防災計画

1 基本情報

所 管 課:	総務局　総合安全対策室
法的根拠:	災害対策基本法
策定年月:	昭和 40 年代(2025年(令和7年)8月改定)
計画期間:	設定なし

2 内　容

概　　要:	地震災害や風水害から住民の生命、身体、財産を守るため、市及び防災関係機関がその全機能を発揮し、相互に協力して災害予防、応急対応に当たることを定めたもの
基本理念:	「すべての人が支えあう 災害に強く 人にやさしいまちづくり」
施　　策:	(1)総則、(2)災害予防計画、(3)災害応急対策計画、(4)災害復旧・復興計画、(5)南海トラフ地震防災対策推進計画について定めている。 ※災害予防計画 ① 市民とともに災害に強いまちづくりを進める ② 災害時の対応活動を支援する ③ 災害時に援護を必要とする人を支援する ④ 危機管理体制を構築する ⑤ 市民の生活環境を維持する ⑥ 都市基盤の機能を維持する ⑦ 平常業務の継続と早期復旧を行う ⑧ 各機関における防災への取組

総合浸水対策計画

1 基本情報

所 管 課:	上下水道局　下水道経営課
法的根拠:	なし
策定年月:	2009 年(平成 21 年)3月
計画期間:	短期(5年後)、中期(10 年後)、長期(概ね 30 年後)

2 内　容

概　　要:	浸水被害を軽減するため、平成 24 年 4 月に兵庫県で施行された総合治水条例に基づき策定された「総合治水推進計画」のうち、本市で取り組む浸水対策関連施策の枠組みと方向性を総合的に示したもの
基本理念:	「生命の保護」、「都市機能の確保」、「財産の保護」、「健全な水循環による地球環境保全への貢献」
施　　策:	(1) 基幹施設の整備推進及び既存施設の活用 (2) 雨水流出抑制施設の整備推進 (3) ソフト対策による浸水被害の軽減

国民保護計画

1 基本情報

所 管 課:	総務局　総合安全対策室
法的根拠:	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
策定年月:	2011 年(平成 23 年)10 月(2025年(令和7年)9 月改訂)
計画期間:	設定なし

2 内　容

概　　要:	武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、市が、国・県・他の市町関係機関等と連携・協力して、迅速・的確に市民等の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ定めたもの
基本理念:	国民保護措置に関する基本方針として、基本的人権の尊重や市民等の権利利益の迅速な救済など9項目を掲げている
施　　策:	(1)総論、(2)平素からの備えや予防、(3)武力攻撃事態等への対処、(4)復旧等、(5)緊急対処事態への対処について定めている。 ※平素からの備えや予防 ① 組織・体制の整備等 ② 避難及び救援に関する平素からの備え ③ 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え ④ 物資及び資材の備蓄、整備 ⑤ 国民保護に関する啓発

新型インフルエンザ等対策行動計画

1 基本情報

所 管 課:	総務局　総合安全対策室
法的根拠:	新型インフルエンザ等対策特別措置法
策定年月:	2009 年(平成 21 年)9 月(2026 年(令和8年)3月改訂)
計画期間:	設定なし

2 内　容

概　　要:	2020 年に発生した新型コロナウイルス感染症は、ウイルスの変異とともに感染の規模は拡大し、未曽有の危機に対して国をあげて取組が進められた。これらの対応を踏まえ感染症によるパンデミックに国家の危機管理として社会全体で対応できるよう、特別措置法、政府行動計画、県行動計画が改定にされたことに合わせて、2026 年 3 月に保健所設置として市行動計画の改定を行った。
基本方針:	(1)感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する (2)市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする
施　　策:	13 の対策項目ごとに、(1)準備期(2)初動期(3)対応期の3つの対策段階に分けて具体的な取り組みを実施する。 (対策項目) ①実施体制②情報収集・分析③ｻｰﾍﾞｲﾗﾝｽ④情報提供・共有、ﾘｽｸｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ⑤水際対策⑥まん延防止⑦ﾜｸﾁﾝ⑧医療⑨ 治療薬・治療法⑩検査⑪保健⑫物資⑬市民生活・市民経済の安定の確保

感染症予防計画

1 基本情報

所 管 課:	福祉局　保健総務課
法的根拠:	感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律
策定年月:	2024 年(令和6年)4月
計画期間:	2024 年度(令和6年度)～2030 年度(令和 11 年度)(6年間)

2 内　容

概　　要:	平常時から感染症の発生予防やまん延の防止に重点を置いて、保健所の取組みや体制等について定める。
基本理念:	平成 31 年に発生した新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生およびまん延に備える。
施　　策:	(1)感染症の発生予防 (2)感染症のまん延防止 ①病原体等検査の実施体制および検査能力の向上 ②感染症の患者の移送のための体制確保 ③外出自粛対象者や療養生活の環境整備 (3)人材の育成や保健所体制の確保等

地方独立行政法人明石市立市民病院中期目標

1 基本情報

所 管 課:	福祉局　保健総務課
法的根拠:	地方独立行政法人法
策定年月:	2022年(令和4年)12月
計画期間:	2023年度(令和5年度)～2026年度(令和 8 年度)(4年間)

2 内　容

概　　要:	設立団体の長(市長)が、3年から5年の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定め、地方独立行政法人に指示するもの
基本理念:	患者中心の安全で高度な医療を提供し、市民の生命と健康を守り、市民からの信頼に応える
施　　策:	⑴　中期目標の期間 ⑵　市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ⑶　業務運営の改善及び効率化に関する事項 ⑷　財務内容の改善に関する事項

都市計画マスタープラン

1 基本情報

所 管 課:	都市局　都市総務課
法的根拠:	都市計画法
策定年月:	2023 年(令和 5 年)3月
計画期間:	2023 年度(令和 5 年度)～2032 年度(令和 14 年度)(10 年間)

2 内　容

概　　要:	都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にし、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、10 年後を目標年次とした都市計画の基本的な方針を示すもの
基本理念:	やさしさ･豊かさ･活力が持続する　未来安心都市･明石
施　　策:	(1)都市づくりの方針 ①　土地利用の方針　②　都市施設整備の方針 ③　環境保全･整備の方針　④　景観形成の方針 ⑤　市街地整備と住宅地整備の方針　⑥　都市防災の方針 ⑦　コンパクト･プラス･ネットワークのまちづくり方針 (2)地域づくりの方針 ①明石東部地域　②西明石地域　③大久保地域 ④魚住地域　⑤二見地域

立地適正化計画

1 基本情報

所 管 課:	政策局　プロジェクト推進室
法的根拠:	都市再生特別措置法
策定年月:	2023 年(令和5年)3月(2024 年(令和6年)5月変更)
計画期間:	2023 年度(令和 5 年度)～2042 年度(令和 24 年度)(20 年間)

2 内　容

概　　要:	誰もが安心･安全に暮らせ、持続可能でコンパクトなまちづくりを推進するため、都市計画区域を対象とし、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加え、市街化区域内に居住誘導区域、都市機能誘導区域などを設定した計画
基本理念:	まちづくりの基本方針 みんなが快適に暮らすことができる～未来安心都市･明石～
施　　策:	(1)　居住誘導に関する施策 (2)　都市機能誘導に関する施策 (3)　公共交通等に関する施策 (4)　防災に関する施策

みちビジョン

1 基本情報

所 管 課:	都市局　道路整備課
法的根拠:	―
策定年月:	2014 年(平成 26 年)9月
計画期間:	2014 年度(平成 26 年度)～

2 内　容

概　　要:	今後の社会環境を展望し、今ある道路を大事に使い守ることを重視するという考え方に基づき、10 年後の道のあるべき姿を見据え、道路の保全も含めた総合的なみちづくりの方針を示すもの
基本理念:	時を超え、人をつなぎ、まちを支える道
施　　策:	(1)　みちづくりの方向性 (2)　基本方針および施策の展開方針 ①道を「つかう」　②道を「まもる」　③安全･安心の確保 ④にぎわいや活力の創出　⑤環境負荷の低減

総合交通計画

1 基本情報

所 管 課:	都市局　都市総務課
法的根拠:	交通政策基本法 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
策定年月:	2023 年(令和5年)3月
計画期間:	2023 年度(令和5年度)～2032 年度(令和 14 年度)(10 年間)

2 内　容

概　　要:	誰もが安全で円滑に移動できる交通体系の確立を目指して、交通の現状と課題、まちづくりの方向性を踏まえ、総合的な交通施策の方向性を示したもの
基本理念:	みんなで持続可能なやさしい交通体系を守り・育てる ～「人と人」「人と地域」「地域と地域」をつなげる公共交通～
施　　策:	(1) 公共交通を中心とした交通体系の構築(マネジメント) (2) 誰もが快適に移動できる交通環境づくり(交通環境のユニバーサルデザイン) (3) 持続可能な社会に向けた安全安心で環境にやさしい取組の実施(持続可能な社会の実現) (4) 明石のまちを活性化する交通体系(交流促進) (5) 公共交通をみんなで守り・育てる意識の醸成と実践(参画と協働)

第3次交通安全計画 「交通事故ゼロのやさしいまちあかし」を目指して

1 基本情報

所 管 課:	都市局　交通安全課
法的根拠:	交通安全対策基本法
策定年月:	2022年(令和4年)2月
計画期間:	2021年度(令和3年度)～2025年度(令和7年度)(5年間)

2 内　容

概　　要:	安全・安心な暮らしの実現のために実施すべき交通安全施策の基本方針を示す
基本理念:	高齢者をはじめとした交通弱者に重点を置き、誰もが安全で安心して暮らせるまちを目指す
施　　策:	(1) 交通安全目標(交通弱者優先と交通事故件数の削減) (2) 道路交通の安全(交通安全意識の向上、自転車等の安全利用の推進) (3) 道路の利用環境整備(歩行者、自転車等誰にとっても安全で快適な道づくり) (4) 鉄道交通の安全(鉄道施設の安全性の向上、踏切事故の防止) (5) 関係機関との連携(公共交通への転換、交通規制・取り締まり、救助救急活動)

自転車活用推進計画

1 基本情報

所 管 課:	都市局　道路整備課
法的根拠:	自転車活用推進法
策定年月:	2023 年(令和5年)12 月
計画期間:	2023 年(令和5年)12 月～2032 年(令和 14 年)12 月(10 年間)

2 内　容

概　　要:	計画の概要 自転車通行環境整備などの取組を効果的・効率的に展開していくもの
基本理念:	計画に定める基本理念 安全・安心で快適な自転車利用ができるまちを目指すとともに、自転車活用促進を図り、健康・観光・環境面などのまちづくりへの貢献を図る。
施　　策:	主な施策 「通行環境　”はしる”」 安全で快適な自転車通行環境の創出 「安全利用　”まもる”」 自転車利用のルール遵守・マナー向上 「駐輪環境　”とめる”」 駐輪環境の創出 「利活用　”いかす”」 自転車利用促進

水道事業経営戦略

1 基本情報

所 管 課:	上下水道局　経営管理室　水道経営課
法的根拠:	なし
策定年月:	2017年(平成29年)3月
計画期間:	2017 年度(平成29年度)～2026年度(令和8年度)(10 年間)

2 内　容

概　　要:	今後の水需要減少、水道施設の更新需要の増加等を見通し、本市水道事業が健全経営を続けていくための具体的方策についてとりまとめたもの
基本理念:	「安全・安心・安定」でおいしい水の供給を目指して ～未来へつながる信頼のライフライン～
施　　策:	(1)　安全・安心な水の供給 (2)　災害に強い水道の構築 (3)　事業運営基盤の強化

公共下水道事業経営戦略

1 基本情報

所 管 課:	上下水道局　下水道経営課
法的根拠:	なし
策定年月:	2018年(平成30年)12月策定、2024 年(令和 6 年)10 月改定
計画期間:	2024年度(令和 6 年度)～2033年度(令和15年度)(10年間)

2 内　容

概　　要:	下水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、施設・設備に関する老朽化対策を主とした投資と財源を中心に、その他の経費も含めた収入と支出の見通しを示したもの
基本理念:	下水道機能を継続的に維持し、良質で安定したサービスを提供することを経営の基本方針とし、持続可能な下水道の構築に向けて、施設の計画的な改築更新と維持管理の効率化により経営基盤の強化に努める。
施　　策:	・経営比較分析表を活用した現状分析 ・将来の事業環境の予測と見通し ・投資財政計画の策定 ・下水道使用料の適正水準の維持

空家等対策計画

1 基本情報

所 管 課:	都市局　建築安全課
法的根拠:	空家等対策の推進に関する特別措置法
策定年月:	2021 年(令和3年)3月(2024 年 12 月変更)
計画期間:	2021 年度(令和3年度)～2030 年度(令和 12 年度)(10年間)

2 内　容

概　　要:	空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項に規定する計画であり、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画
基本理念:	設定なし
施　　策:	(1)　所有者等による空家等の適切な管理促進 (2)　空家等及び除去した空家等に係る跡地の活用促進 (3)　特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処 (4)　住民等からの空家等に関する相談への対応 (5)　空家等に関する対策の実施体制

耐震改修促進計画

1 基本情報

所 管 課:	都市局　建築安全課
法的根拠:	建築物の耐震改修の促進に関する法律
策定年月:	2008 年(平成20年)3月(2026年(令和8年)4月改定)
計画期間:	2026 年度(令和8年度)～2035 年度(令和 17 年度)(10年間)

2 内　容

概　　要:	住宅･建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画
基本理念:	なし
施　　策:	⑴建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援 ⑵建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

明石市営住宅整備･管理方針

1 基本情報

所 管 課:	都市局　住宅課
法的根拠:	なし
策定年月:	2024 年(令和 6 年)3 月
計画期間:	2024 年度(令和 6 年度)～2033 年度(令和 15 年度)(10 年間)

2 内　容

概　　要:	市営住宅の実態や需要等を把握した上で、市営住宅の役割を示し、真に住宅に困窮する市民等に公平かつ的確に供給するため、市営住宅の将来のあるべき姿の実現に向けた目標戸数の設定と集約化･廃止等の計画的な実施による実現、長寿命化を図りつつ財政状況に即した効率的な維持のための整備方針及び入居者が安心して快適に生活のできる住環境の形成と施設ストックの総合的な活用のための管理方針を示すもの
基本理念:	なし
施　　策:	⑴長寿命化対象住宅の適正な維持管理の推進 ⑵集約化を進めることとなった住宅について、住宅毎に短期(5年以内)、中期(10年以内)、中長期(20年以内)に分けて計画策定し集約化･廃止等を進める。 ⑶既存施設の運用管理について、公平かつ適正な入居管理の推進、安心して快適に生活できる住環境の形成、老朽化住宅の用途廃止に伴う取り組みを検討する。

公営住宅等長寿命化計画

1 基本情報

所 管 課:	都市局　住宅課
法的根拠:	なし
策定年月:	2021年(令和3年)6月(2024 年 3 月変更)
計画期間:	2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度)(10年間)

2 内　容

概　　要:	市営住宅の維持管理について、予防保全の観点から、修繕や改善の計画を定め、中長期的な維持管理を実現することを目的とするもの
基本理念:	なし
施　　策:	(1)　定期的な点検等の確実な実施やその結果を踏まえた早期修繕の実施 (2)　計画的な修繕による予防保全的管理の実施 (3)　長寿命化に資する改善事業の実施

第3次農業基本計画

1 基本情報

所 管 課:	環境産業局　産業振興室　農業振興課
法的根拠:	都市農業基本法
策定年月:	2025 年(令和 7 年)3 月
計画期間:	2025 年度(令和 7 年度)～2034 年度(令和 16 年度)(10 年間)

2 内　容

概　　要:	従事者の高齢化による担い手不足など農業を取り巻く環境の厳しさや多様化する消費者の「農」へのニーズ等に対応するため、明石市における環境に配慮した持続可能な農業の実現に向けた基本方針を具体的に示したもの
基本理念:	市民も農業者も笑顔になる持続可能な農業
施　　策:	～持続可能な農業を確立する～ 1 明石の農業の担い手づくり (認定農業者・新規就農者・集落営農組織等の育成　等) 2 明石の力強い農業づくり (ほ場整備・施設整備等の推進、大型共同機械等の導入支援　等) ～「水」をはじめとした「環境」と調和する～ 3 ため池や豊かな海を支える農業と環境づくり (ため池の多面的機能の活用、環境保全型農業の推進、有害鳥獣・特定外来生物の駆除　等) ～「市民との共創」により明石市全体を豊かにする～ 4 市民との共創による明石の農業づくり (農福連携の推進、こどもの農業体験への支援　等) 5 市民の食と健康を支える農業づくり (地産地消の推進、学校給食における明石市産の活用　等)

第２次水産業振興計画

１ 基本情報

所 管 課:	環境産業局　豊かな海づくり課
法的根拠:	なし
策定年月:	2023 年(令和 5 年)10 月
計画期間:	2024年度(令和6年度)～2033 年度(令和 15 年度)(10 年間)

２ 内　容

概　　要:	水産業が将来にわたって地域の産業として成り立つと同時に、「豊かな海」を守り育むまちづくりを進める
基本理念:	豊かな海を守り育み活かす持続可能な水産業
施　　策:	Ⅰ　豊かな海づくりと持続的可能な漁業の確立 Ⅱ　市民目線による明石ブランドづくり Ⅲ　「さかなのまち明石」のプライド醸成

あかし本のまちビジョン

１ 基本情報

所 管 課:	政策局　プロジェクト推進室本のまち担当
法的根拠:	－
策定年月:	2025 年(令和 7 年)3 月
計画期間:	設定なし

２ 内　容

概　　要:	市全体で進める本のまちづくりの基盤となる考え方として、本のまちづくりと市の取組の今後の方向性を示したもの
基本理念:	本とつながる・本からつながる
施　　策:	本のまちづくりを進める６つの目指すイメージ ①「本に親しみ本が好きになる」 ②「本のある場所に集い自分らしく過ごせる」 ③「楽しみながら本や人の魅力に触れられる」 ④「ゆるやかで自発的なつながりが生まれる」 ⑤「読む・知ることで想像力や創造力を育む」 ⑥「やりたいことにチャレンジできる」

第２期文化芸術創生基本計画

１ 基本情報

所 管 課:	市民生活局　文化･国際交流担当
法的根拠:	明石文化芸術創生条例
策定年月:	2023 年(令和 5 年)3 月
計画期間:	2023 年度(令和 5 年度)～2030 年(令和 12 年度)(8 年間)

２ 内　容

概　　要:	文化芸術の振興に関する総合的な推進を図るための具体的指針として定める計画
基本理念:	文化とアートでみんながつながるまちあかし
施　　策:	(1)　市民による文化芸術活動のさらなる充実 (2)　文化芸術活動充実のための環境整備 (3)　文化交流の促進と連携体制の強化 (4)　地域特有の文化資源の継承と発展 (5)　次世代の育成

文化財保存活用地域計画

１ 基本情報

所 管 課:	市民生活局　歴史文化財担当
法的根拠:	文化財保護法
策定年月:	2021年(令和3年)12月
計画期間:	2022年度(令和4年度)～2030年度(令和12年度)(9年間)

２ 内　容

概　　要:	本市を取り巻く社会情勢、文化財保護法の改正、本市の各種計画を踏まえ、本市に伝えられている歴史文化遺産の保存･活用に係る方向性および具体的な事業を記載した計画
基本理念:	歴史文化遺産を通じて、ひと、まち、営みが輝く持続可能な地域づくり
施　　策:	(1)　歴史文化遺産を持続的に「知る」取組を進める (2)　学校教育･生涯教育の場で人づくりを進める (3)　歴史文化遺産を確実に次世代に継承する (4)　歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを進める (5)　みんなで歴史文化のまちづくりを進める

景観計画

1 基本情報

所 管 課:	都市局　都市総務課
法的根拠:	景観法、明石市都市景観条例
策定年月:	2026 年(令和8年)4 月
計画期間:	設定なし

2 内　容

概　　要:	景観法に基づいて「景観計画区域」「行為の制限に関する事項」「景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針」などの内容を定める計画を策定し、実行性の高い明石らしい景観づくりを進めていく
基本理念:	豊かな海と風土にあふれたあかしの景観を創造し、育み、次世代につなごう
施　　策:	(1) 建築行為等の届出による景観規制、誘導 (2) 景観重点地区の設定によるきめこまかな景観誘導 (3) 地区別方針、共通方針による良好な景観への誘導

都市景観形成基本計画

1 基本情報

所 管 課:	都市局　都市総務課
法的根拠:	景観法、明石市都市景観条例
策定年月:	1994年(平成6年)2月(2026 年(令和8年)3月改定)
計画期間:	設定なし

2 内　容

概　　要:	明石らしい都市景観を形成するため、景観まちづくりの理念、目標、景観類型別の基本方針や地域特性から整理した地域別景観形成の方針のほか、景観法、条例に基づく施策展開などの推進方策を定めるもの
基本理念:	豊かな海と風土にあふれたあかしの景観を創造し、育み、次世代につなごう
施　　策:	(1)　行政による取り組み (2)　景観法と都市景観条例の一体的な取り組み (3) 対話と共創による取組み

人財育成基本方針

1 基本情報

所 管 課:	総務局　職員室　みらい人財育成担当
法的根拠:	なし
策定年月:	2026 年(令和8年)4月
計画期間:	2026 年度(令和 8 年度)～2030 年度(令和12年度)(5年間)

2 内　容

概　　要:	市民の幸せ・笑顔の実現のため、本市に必要な人財を確保・育成し、すべての職員がやりがいを感じられる働きやすい職場環境を整備する。
基本理念:	職員を組織の宝としての「人財」と位置づけ、職員が自律的に成長し、組織が持続的に発展できる「育ち、育てる市役所」を実現する。
施　　策:	⑴ 揺るぎない「やさしさ」、時代に挑む「自律心」、つながりによる「そうぞう」を大切にしたい価値観として掲げ、各職位に求められる役割や能力を明確化。 ⑵ 職員の「採用」「配置」「育成」「評価」を体系的に関連付け、未来を見据えた組織運営とキャリア形成支援を実施。 ⑶ 重点項目として、新人育成、管理職支援、デジタル人財の育成、キャリア形成支援を実施。 ⑷ 人とのつながりの強化による働きやすい職場環境を整備。

職員活躍推進計画

1 基本情報

所 管 課:	総務局 職員室 職員担当 総務局 職員室 給与・厚生担当
法的根拠:	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 次世代育成支援対策推進法 障害者の雇用の促進等に関する法律
策定年月:	2026年(令和8年)4月
計画期間:	2026年度(令和8年)～2030年度(令和12年)(5年間)

2 内 容

概 要:	令和7年度末で計画期間満了をむかえた「特定事業主行動計画」と、障害者の雇用の促進等に関する法律第７条の３に基づく「障害者活躍推進計画」の両計画を統合し、人財育成基本方針に掲げる「職場環境の整備」を中心に、具体的な取組内容と数値目標を定めた計画となります。
基本理念:	⑴ 女性職員が、一層能力を発揮して活躍できる職場環境を整備し、組織全体で男女ともに、仕事と生活の円滑かつ継続的な調和を図ることを目指します。 ⑵ 職員が仕事と子育てを含む家庭生活の両立を図り、安心して意欲的に職務に取組むことができる職場環境を目指します。 ⑶ 障害がある、ないにかかわらず、全ての職員が活躍できる組織風土を構築することを目指します。
施 策:	⑴ 女性職員の一層の活躍推進 ・女性管理職比率の向上 ・消防職採用試験における女性応募者比率の向上 ⑵ 障害のある職員の活躍推進 ・障害のある職員の職場満足度の向上 ⑶ 男性職員の育児参加の推進 ・男性育休取得期間の改善 ⑷ ワーク・ライフ・バランスの推進 ・平均超過勤務時間数の改善

行政DX（デジタル改革）推進方針

1 基本情報

所 管 課:	総務局　総務管理室　デジタル推進課
法的根拠:	―
策定年月:	2026 年（令和 8 年）4月
計画期間:	2026 年度（令和8年度）～2028 年度（令和 10 年度）（3年間）

2 内　容

概　　要:	本市におけるＤＸ推進の基本理念や推進体制等についての方針
基本理念:	市民にやさしいインクルーシブなＤＸ
施　　策:	(1)　「行かない・書かない・待たない窓口」の推進 (2)　業務効率化の推進による市民サービスの一層の充実 (3)　ＤＸを支える基盤と推進体制の構築

みんなの財政白書あかし

1 基本情報

所 管 課:	総務局　財務室　財務担当
法的根拠:	なし
策定年月:	2025 年（令和 7 年）3 月
計画期間:	2024 年度（令和 6 年度）～2033 年度（令和 15 年度）（10 年間）

2 内　容

概　　要:	本市の財政状況や財政運営上の課題を見える化し、市民と情報共有するとともに、今後の財政見通しや財政運営上の目標及び取組方針などを定め、持続可能な財政運営の指針とするもの
基本理念:	(1)「みんな」の声を反映したわかりやすい財政白書 (2)「財政健全化」から「健全な財政運営」へ
施　　策:	(1) 未来志向の対話と共創 (2) まちづくりを支える歳入の確保 (3) 将来を見据えた持続可能な財政構造の確立

第2期公共施設配置適正化計画

1 基本情報

所 管 課:	総務局　財務室　財政戦略担当
法的根拠:	なし
策定年月:	2026 年(令和 8 年)3月
計画期間:	2025 年度(令和 7 年度)～2034 年度(令和 16 年度)(10年間)

2 内　容

概　　要:	中長期的な視点で公共施設の効率的・効果的な配置を行い、持続可能な施設運営を実現するため、「みんなの財政白書あかし」を踏まえて、今後の公共施設配置適正化に関する基本的な取組方針を示すもの
基本理念: **基本方針:**	安全・安心で、持続可能な公共施設を、みんなで ～ 「対話と共創」で魅力ある明石を未来へ ～ ⑴ 施設総量を縮減する ⑵ 機能重視へ転換する ⑶ 施設を長寿命化する ⑷ 産官学連携を積極的に推進する ⑸ 施設廃止による収入は、更新費用に充てる ⑹ インフラは、長寿命化等によるライフサイクルコストなどの縮減で対応する
施　　策:	(総論)公共施設マネジメントの取組手法 ⑴ 施設の有効活用 ⑵ 施設の長寿命化・耐震化・ユニバーサルデザイン化・脱炭素化 ⑶ 施設の効率的な管理運営 ⑷ インフラのライフサイクルコストの縮減 (各論)各施設の具体的な取組方策 社会情勢や施設の設置目的、保有量、劣化度、利用実態等を踏まえて、更なる有効活用等が見込まれる重点施設(18 施設)について、取組方針や具体的な取組内容を示す。